

塩竈シティプロモーションロゴマーク使用規約（案）

制定令和 4 年 6 月 15 日

第1条 目的

「塩竈シティプロモーションロゴマーク」（以下、ロゴマークという）は、シビックプライドの醸成と、塩竈特有の豊かな地域資源や、海に育まれた美食、その恵みを体感できる魅力的なライフスタイルなど、多くの人に選ばれる塩竈ブランドの構築を目指すことを目的とし、塩竈の魅力のイメージを広く認知していただくためのロゴマークです。

上記の目的に応じたロゴマークの適正使用のため、この使用規約（以下、「本規約」という）を定めます。

なお、ロゴマークは、塩竈の魅力の認知度を高め、ロゴマークにより、塩竈の魅力を想起させることを目的としており、ロゴマークを使用した企業、団体、商品、サービス、事業等に対し、塩竈市（以下、「市」という）が直接、後援や支持をするものではありません。

第2条 使用の基準

（1）このロゴマークは、下記の用途で使用することが可能です。

○営利目的以外で、使用する場合

塩竈の魅力を広く PR する目的に下記の用途で使用することができます。

ロゴマークは無料でお使いいただけます。

ア：シビックプライド醸成のための掲載や掲示

イ：集会やイベントなどでの広報媒体への掲載や、記念品などへ掲載し配布

ウ：WEB サイトや SNS での掲載

エ：上記目的のための普及活動での使用

○商業利用する場合

ロゴマークは無料でお使いいただけますが、事前（使用のおおむね 10 日前まで）に所定の様式「塩竈シティプロモーションロゴマーク使用申請書」により、市に申請が必要です。

塩竈の魅力を広く PR する目的に、広告、店頭への掲示、パッケージへの表示などに使用することができます。

（主な使用例）

*塩竈の観光などのサービスに関するもの

・塩竈市内で提供される観光や交通、宿泊、レジャーなどに類するサービスやイベントなど

*塩竈の食に関するもの

- ・塩竈市内で生産、収穫、養殖、漁獲、水揚げされた産物など
- ・塩竈市内で加工・製造された製品など
- ・商品の加工・製造の最終工程を塩竈市内の事業所がおこなった製品など
- ・商品の販売を塩竈市内の事業者がおこなっている商品など
- ・塩竈市内の飲食店で提供する食事などのサービスなど

*塩竈の定住や暮らしで提供されるサービスに関するもの

- ・塩竈市内の居住用不動産の販売などで塩竈の魅力を掲載する広告など
- ・塩竈市内での住宅建設、販売などで塩竈の魅力を掲載する広告など
- ・塩竈市内での生活で提供されるサービス（ライフライン、交通、運輸、レンタカー、健康増進、理美容、学習、子育て、医療、介護、冠婚葬祭、銀行、通信、日用品販売など）で塩竈の魅力を掲載する広告や情報コーナーへの掲示など

(2) ロゴマークは上記目的と使用の基準に該当する場合は、どなたでも使用できますが、次の各項のいずれかに該当する場合は、いかなる場合もロゴマークを使用することはできません。

- ・公序良俗に反するものに使用すること
- ・法令及び規則などに違反するものに使用すること
- ・ロゴマークは、特定の製品の性能を示すものではなく、また、特定の商品名やブランド名として使用することはできない
- ・本規約に反して使用すること

(3) ロゴマークを使用した表現・表示については使用者の責任で、関係法令等を遵守のうえ、十分に留意してください。使用に関するクレームなどには、市は一切責任を負いません。

第3条 デザイン

使用者は、ロゴマークのデザインは「ロゴマーク使用ガイドライン」を遵守してください。

第4条 使用方法

ロゴマークの使用を希望する場合は、市公式ホームページの申請フォームから申請するか、担当課（秘書広報課）で申請してください。審査後、市から許可証を送付し、ロゴマーク画像を提供します。※詳しくは市ホームページをご覧ください。

第5条 経費等の負担

ロゴマークの使用料は、無料です。なお、市はロゴマークの使用に関する経費は負担しませ

ん。

第6条 遵守事項

(1) 使用者は、関係法規を遵守するとともに、ロゴマーク使用ガイドラインに関する規定を遵守するとともにロゴマークの機能と品位を損なうことのないよう努めてください。

(2) ロゴマークの使用に関して問題が発生した場合は、使用者が全責任を負い、速やかに対処してください。その場合は、市は一切の責任を負いません。

(3) ロゴマークの使用にあたって要する費用の一切は、第三者との係争、審判、訴訟等について要した費用を含め、使用者が負担してください。

(4) 使用者は、ロゴマーク使用に起因して第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、これに関し塩竈市は関知しません。

(5) ロゴマークの使用の際に市に損害を与えた場合は、使用者が損害賠償をしなければなりません。

(使用差し止め等)

第7条 市は、ロゴの使用がこの規約に反する場合、又は次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の改善を求め、使用の差し止めを使用者に対し、商品等の物件等の回収等の措置を請求することができる。また、必要に応じ関連法令等に基づき、市の有する権利を行使することとする。

(1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(2) 塩竈のイメージ、品位、信用を損なうおそれがある場合

(3) ロゴの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがある場合

(4) その他市長が適切でないと認める場合

第8条 使用期間

使用期間や更新手続きは設けません。

第9条 その他

使用者がこの規約に違反した場合やその他不適当と認める場合には、市はロゴマークの使用の是正を求めることができ、これに起因する損失補償について一切の責任を負いません。なお、本規約の解釈その他疑義は市が決定します。

第10条 施行年月日

本規約は令和4年6月15日から施行する